

3. 行政経営方針

3. 1. はじめに

令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、我が国では緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛や事業者への休業等の要請など、市民生活や地域経済に多大な影響をもたらしています。一方、ポストコロナにおける「新しい日常」を踏まえた、地域経済の活性化等に資する事業の創出が求められています。

本市は、人口減少や急激な少子高齢化により、社会保障関連経費が顕著に増加している傾向にあり、8年間連続で財政調整基金を取り崩すなど危機的な状況にあります。このような本市財政の非常に厳しく未だかつてない事態を乗り越えていくために、令和3年2月に「財政非常事態」であることを内外に宣言したところです。この危機的状況を早期に解決するため、一層の行財政構造改革を推進し、持続可能な行財政運営の確立に向けて取組を進めてまいります。

本年上半期中を目途に現行の行財政構造改革プランを改訂していき、内部管理経費の削減など行政のスリム化を継続することと併せて事務事業、受益者負担、公共施設の見直しを進めてまいります。

本市は、厳しい財政下であり、上記のとおり行財政構造改革を促進していきませんが、まちづくり施策として、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、地域活性化に係る施策を推進するため、令和2年度に策定した第2期「阪南市総合戦略」に基づき、関係人口の創出や拡大、スマートシティの推進など、地方創生に関する取組を加速させながら、社会の変化に対応した新たな施策に取り組んでいきます。

また、少子高齢化の進行による急速な人口減少が見込まれる中、多様化かつ高度化する行政ニーズや行政課題に迅速かつ的確に対応するとともに、より機能的で重点的な業務体制の確立をめざし、機構改革を行います。

また、子育て・教育の充実に向けて、子育て拠点の再構築に取り組み、地域連携を踏まえた就学前教育、保育環境の整備を着実に進めるとともに、安心して産み育てることができるまちとして取り組みます。

さらに、ウィズコロナからポストコロナに向けて、新しい生活様式や働き方などに代表される新しい価値観を踏まえ、こうした変化に対応したまちづくりに取り組むとともに、これまで以上にさまざまな分野で活躍しているステークホルダー（利害関係者）や広範な市民のみなさんなどと連携し、分野横断的な取組を進めます。

令和3年度は、節目の年として、令和3年10月には、市制30周年を迎えることや、総合計画の改定、財政再建など、さまざまなことがスタートします。

誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、全ての人が互いに尊重され、認め合い、まちの担い手として生き生きと活躍し、自分らしく豊かに暮らしていくことができるよう「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」を理念に掲げ、これまで進めてきた住民自治を展望する公民協働のまちづくりを着実に進め、市民は観客からプレイヤーへ、行政職員はプレイヤーからコーディネーターへ“自分たちの地域は自分たちで守り、創る”を基本とし、誰もが安心して暮らす、生き生きと豊かに暮らす仕組みをつくっていきます。そのようななか、阪南スタイル「山と海が出会う都会 ちょうどよい田舎」の創出に向けて、次に掲げる取組を柱にまちづくりを進めます。

①「里山里海づくりプロジェクト」

- ・はんなんの「海の魅力の発信」など里山里海づくりによるにぎわいの創出
- ・木製品の導入や木材利用の普及啓発 等

②「シティプロモーション戦略」

- ・リモートワークやワーケーションの推進 等

③「スマートシティ戦略」

- ・行政手続きのデジタル化の推進
- ・住民票の写しなど各種証明書のコンビニ交付の導入
- ・住民異動届や各種手続の申請書作成を支援するシステムの導入
- ・ICT環境整備による教育環境の充実 等

④「ウォークアブルシティ戦略」

- ・尾崎駅及び尾崎駅周辺のまちなかのにぎわいづくりの創出
- ・尾崎駅山側のバリアフリー整備に向けたエレベーターの設置 等

3. 2. 基本目標別の基本方針

令和3年度における主な施策の取組方針について、「総合計画」に掲げる7つの基本目標に沿って、次のとおりお示しします。

基本目標1：おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち（協働社会分野）

『協働社会分野』では、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域課題を地域住民が共有し、その課題解決のため、市民・事業者・行政が協働することが重要であり、人と人とのつながりを大切にし、地域全体で生活を支え合うことができるように、「自分たちの地域は自分たちで守り創る」を基本とし、住民自治を展望した公民協働によるまちづくりに取り組んでいます。また、地域の住民、様々な団体やステークホルダーが互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき住みやすい地域を構築し、地域の主体的な意思に基づく多様な主体によるまちづくりを進めるため、まちづくり協議会組織の整備を目指し、（仮）まちづくり協議会条例の制定に向けた検討を始めます。

また、令和4年度以降の地域交流館指定管理者について、プロポーザル等により公募することを視野に入れ、条例改正を行います。

加えて、はなていアクションが事業実施最終年度であることを踏まえ、分かりやすく情報発信を行い提案件数の拡充に努めます。

さらに、市民協働事業提案制度の見直しを図るとともに、市民活動センターを通じて新たな公共の担い手の創出に努めます。

また、住民センターあり方検討審議会の答申を踏まえ、住民センターの役割や機能を整理し、あり方の方向性を定めるとともに、地域と協議を進めてまいります。

情報発信の充実については、既に導入済みのFacebook、Twitter、Instagram、令和2年度に新規導入したLINEなどのSNSの活用を促進し、本市ウェブサイト及び広報はんなりとの連携を意識した発信を行い、他媒体へのアクセス件数を向上させるなど、各ツールの特性を踏まえた活用により、阪南市全体としての発信力強化を図ります。

基本目標2：健やかに、いきいきと自立して暮らせるまち（健康・福祉分野）

『健康・福祉分野』では、健康施策と福祉施策の一体的な取組を推進し、少子高齢化が進む中、市民サービスをより迅速かつ的確に対応するとともに、複雑化・複合化した課題への相談・支援体制を強化するため、健康部と福祉部を統合します。

また、地域共生社会の理念である、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる、地域や社会を創るため、社会福祉法に基づき、「共生の地域づくり推進事業」を再構築し、「重層的支援体制整備移行準備事業」の実施により、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的体制を構築します。

子どもから高齢者まで孤立など地域や社会に埋もれがちな生活問題に対して、地域や企業など様々な主体と連携し、誰もが安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けて、（仮）地域福祉条例の制定に向けた検討を始めます。

また、ライフラインの事業者等と「阪南市地域見守り活動に関する協定書」を締結し、多様な主体による地域住民の見守り支援を強化します。

加えて、自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、訪問等による積極的な情報把握と介入により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援等を行うことで、自立支援を強化します。

さらに、子育て世代包括支援センターを運営し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで母子の健康を増進します。

また、オンライン環境を整え、各種事業の円滑な実施に取り組むとともに、公民連携による健康づくりに関する協定に基づき、がん検診の啓発、健康講座の開催を行うなど、健康づくりの推進に取り組みます。

市民病院においては、泉州南部の3公立病院（阪南市民病院・市立貝塚病院・りんくう総合医療センター）の連携により構築した診療情報ネットワークシステム（なすびんネット）を活用するなど、かかりつけ医等の地域の医療機関と連携を図りつつ、地域の中核病院として小児医療や救急医療などの医療機能を安定的に提供します。

また、新型コロナウイルスワクチン予防接種において、阪南市民病院をはじめ市内医療機関と協力して円滑に行うなど、予防接種事業に取り組めます。

さらに、国民健康保険では、第2期データヘルス計画に基づく各種保健事業を実施し、被保険者の健康保持の増進に寄与するとともに、医療の効率的かつ適正な提供を推進します。

また、特定健診の受診率向上のため、阪南市国民健康保険特定健康診査等受診率向上事業を引き続き実施します。

次に、介護保険の健全な運営については、令和2年度に策定した「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業を安定的かつ健全に運営するとともに、共生型介護予防拠点を中心として身近な地域で誰もが参加できる共生型の地域づくりを推進します。また、認知症施策として正しい理解と知識、支援等の広報活動や、地域や企業との見守りネットワーク、公民連携による、認知症をはじめ「健康づくり」等に向けた取組を進めるとともに、新しい生活様式の下において介護予防・フレイル対策の充実、強化を図ります。

次に、子育て支援の充実については、令和2年3月に策定した第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画に基づき、本市の子ども・子育て支援のさらなる充実を図るとともに、阪南市子育て拠点再構築方針に基づき、安全安心で快適な保育を受けることができる施設整備を進めます。また、保育施設等において、新しい生活様式に対応した新型コロナウイルス等の感染症予防対策に努めます。

生活支援の充実については、生活困窮者自立支援制度における、家計改善支援事業の令和4年4月の完全実施に先立ち、令和3年度より事業を開始します。

次に、障がい者福祉の充実については、令和2年度に策定した、第4次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、障がい者が安心して本市で生活ができるよう計画を推進するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを市直営で設置し、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業、並びに障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援を提供します。

基本目標 3 : いつまでも安全に、安心して暮らせるまち（生活環境分野）

『生活環境分野』では、市民に安全安心な暮らしを提供するため、河川、水路等公共施設の適切な維持管理を行います。

また、住民の災害時における防災能力を向上させるため、消防署及び各事業所に加え、まもる館も積極的に活用し、消防訓練、防災訓練、防災講習会及び救急講習会等を実施するとともに、自主防災組織の新規結成に向け、防災講演会の開催や各自治会へのチラシの配布などを行います。さらに、消防団と連携し、地域防災力の強化を図ります。

また、土砂災害、洪水、高潮、津波、地震等のハザード情報をわかりやすく地図に表現した総合防災マップについて更新を行います。

さらに、令和元年度に作成した「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時における収集・処理体制や事前準備等について整理します。

次に、防犯対策の充実として、泉南警察署及び阪南市防犯委員会と連携し、防犯教室の開催、青色防犯パトロール及び街頭啓発等の活動を行うとともに、重大な交通事故の根絶に向け、引き続き、泉南警察署等の関連機関と連携し、様々な広報媒体を利用した交通安全啓発を実施します。

また、下水道事業については、将来にわたって安定的に事業を継続するため、令和2年度に策定した中長期的な経営の基本計画である経営戦略に基づき、経営基盤の強化及び健全な下水道経営に取り組みます。

また、環境負荷の低減については、第4次阪南市地球温暖化対策実行計画の終了(令和2年度)による検証と考察を踏まえ、第5次阪南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編の5か年計画）を策定し、電気使用量の削減などの取組を実施するとともに、市民や事業所等に対して、広く環境問題の啓発事業を行います。

さらに、空き家の利活用を促進するため、令和2年度より実施している空き家除却後の土地の固定資産税を最大3年間減免する制度を継続し取り組み、空き家所有者等に空き家の除却を促すとともに、土地の有効活用につなげます。

基本目標 4 : 生涯にわたり学び、地域に還元できるまち（教育・生涯学習分野）

『教育・生涯学習分野』では、より良い教育環境で子どもたちが学べるよう、GIGAスクール構想に基づき、ICT環境の有効な活用に向け、教職員への説明、研修等を行います。

また、外国人英語指導助手の配置や英語劇鑑賞の取組を中心として、外国語教育の充実を図ります。

加えて、児童生徒の不安解消及び新型コロナウイルス感染症に係る教職員の負担軽減を図るために、新型コロナウイルス感染予防のための学校施設の消毒作業等の事務補助及び子どもの学習支援を行う学校支援員を全小中学校に配置します。

さらに、安全・安心な学校給食を提供するため衛生管理に努めるとともに、大阪産の食材を使用した献立や郷土料理等を取り入れることで、保護者・児童・生徒の食に関する関心が高まるように努めます。

幼児教育の充実については、令和2年3月に策定した第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画に基づき、本市の子ども・子育て支援のさらなる充実を図るとともに、阪南市子育て拠点再構

築方針に基づき、安全安心で快適な教育を受けることができる施設整備を進めます。また、教育施設において、新しい生活様式に対応した新型コロナウイルス等の感染症予防対策に努めます。

生涯スポーツの振興については、指定管理者との連携を密にし、「新しい生活様式」に対応した運動・スポーツを楽しむことができるよう、各種体育・スポーツ教室・スポーツ大会等事業を進めるとともに、指導者講習会の内容を充実させ、講習会参加者が指導者となりスポーツの指導やボランティア活動を行えるよう、市民の健康・体力づくりに活かすことができる体制を構築します。

また、公民館については、令和3年度から指定管理者による運営を導入し、公民館を拠点とした生涯学習の推進や公民協働のまちづくりを推進するために中央公民館体制を整備します。

加えて、図書館の指定管理者制度の導入については、市民の主体性や市民によるまちづくりを支える社会教育施設として、その役割を果たすことができるよう、文化センターの指定管理と一体して運営することで、さらなるサービスの向上や一定のコストの削減を図ることができることから、令和5年度からとして、取組を進めます。

次に、人権が尊重される社会を形成するためには、一人ひとりが互いをかけがえのない存在であることを認識し、多様性を尊重することが重要です。そのため、さまざまな機会をとらえて、人権意識を高揚させるための啓発を行うとともに、人権に関する相談については、適切な助言や情報提供などにより自らの主体的な判断によって課題を解決できるよう、相談事業の充実を図ります。

男女共同参画社会の形成につきましては、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく個性と能力が十分に発揮できる社会の構築をめざし、阪南市男女共同参画プラン（第3次）に基づき、幼少期からの男女共同参画の意識づくりや意思決定の場への女性参画の拡大など、全庁的に取組の推進を図ります。

また、子どもたち一人ひとりの成長を守り、子どもの権利を保障するため、（仮）子どもの権利条例の制定に向けて検討を始めます。

基本目標5：地域資源を活かした、にぎわいのあるまち（産業分野）

『産業分野』では、本市の地場製品の魅力等をパンフレットやウェブサイト、さまざまな機会を通して広く発信することで、産業振興を図り、地域経済の活力向上に取り組めます。

また、創業支援等事業計画に基づき、阪南市商工会や地域の金融機関と連携し、創業を希望する者へのハンズオン支援を実施します。

加えて、公民連携による経営支援や、市内企業のビジネス開拓等を支援することで、新たなビジネス展開を生み出し、地域経済の活性化につなげます。

農業の振興については、地域農業の活性化、安定化に向け、JAとの連携を強化することにより担い手や新規就農者の掘り起こしを推進します。

また、遊休農地を減少させることについて、利用集積の拡大、自己耕作の再開を容易にする農空間保全に関する農地の多面的な活動を支援します。

漁業の振興においては、港湾整備などに対する地元漁協の要望活動や「浜の活力再生プラン」をきっかけにスタートした牡蠣の養殖など、漁業の振興を図ります。

次に、「里山里海づくりプロジェクト」として、全国アマモサミットの開催がきっかけとなっ

て実施される「聞き書き甲子園」に協力市町村として参加することで、はんなんの海の魅力をさらに全国に発信し、はんなんの海で続いてきた漁業という営みについて、次世代をになう高校生につなげます。加えて、市教育委員会が中心となり、海洋教育の取組を推進するとともに、海洋教育実施校での実践を市内各校園へ広げ、市内の海洋教育の充実を図ります。

さらに、ブルーカーボンの推進により、横浜ブルーカーボン・オフセット制度によって得た資金を活用するなど、海洋資源の保全活動や一次産業の活性化につなげます。

最後に、本市の観光振興として、新型コロナウイルス感染症感染予防を徹底しながら新しい生活様式に則し、（一社）阪南市観光協会と連携しながら事業展開します。また、堺市以南の9市4町で地域連携DMO（R3.2月現在、候補法人）である「（一社）KIX泉州ツーリズムビューロー」、「葛城修験日本遺産活用推進協議会」など、広域連携によるスケールメリットを活かした事業展開を図ります。

基本目標6：美しい自然と調和し快適に暮らせるまち（都市基盤分野）

『都市基盤分野』では、社会情勢の変化や阪南市総合計画（基本構想）の改定等を踏まえ、土地利用や都市基盤整備、自然環境の保全、景観形成など、まちの整備、開発、誘導及び保全に関する具体的な方針となる「都市計画マスタープラン」の改定にとりかかります。

次に、「ウォークアブルシティ戦略」の推進として、居心地よく歩きたくなるまちづくりに向けて、令和2年8月に「地域連携協定」を締結した和歌山大学との共同研究を通して、引き続き、まちづくりの推進に取り組むとともに、南海尾崎駅については、バリアフリー整備として、尾崎駅舎の山側にエレベーターを設置し、尾崎駅前の交通安全対策も検討してまいります。

また、観光拠点の玄関口であるJR山中溪駅及び周辺整備として、周辺環境に配慮した駅舎の意匠等に向け取り組みます。

さらに、阪南市地域公共交通網形成計画の施策実施に向け、阪南市地域公共交通会議において議論を進めます。

次に、自然と共生するまちづくりについて、市民に安全安心な暮らしを提供するため、防災上の観点から老朽化したため池の潰廃や改修を計画的に進められるよう、大阪府・地元水利組合等と協議、設計調整を行うとともに、河川管理施設の適切な維持管理を行います。

また、森林環境譲与税を活用し、木製品の導入や木材利用の普及啓発を行います。

加えて、林道のパトロールを行い、通行車の安全確保を図るとともに、防災活動における支障が生じないよう良好な林道の維持管理に努めます。

さらに、市民が安全、安心して通行できるように道路・橋梁の補修及び更新を行うとともに道路パトロール、道路植栽の管理業務及び道路台帳の更新等によって適切な維持管理に取り組みます。

基本目標7：持続可能な発展を支える行政経営のまち（行政経営分野）

『行政経営分野』では、人口減少や少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化などの社会情勢の変化に対応し、総合計画の基本構想に掲げる将来の都市像の実現のため、外部評価を含む行政評価の結果を踏まえ、PDCAサイクルによる事業の見直しを行い、より実効性のある行政経

営の仕組みづくりに取り組むとともに、令和4年度からの12年間の「次期総合計画」を策定します。

また、令和2年度に策定した第2期「阪南市総合戦略」に基づき、子育て世代をメインターゲットに地方創生関連事業に取り組むとともに、産官学の連携を通じて、互いの資源や魅力を活かした事業に取り組むため、連携協定や「企業版ふるさと納税制度」の活用などにより、地域の一層の活性化につなげます。

次に、「シティプロモーション戦略」として、新たにシティプロモーションを推進する部署を創設するとともに、「阪南TV（はんなんティービー）」を通じた本市の魅力発信や、若年層を中心として愛着と誇りを持てるようなまちとして、まちづくり企画・活動の推進や、新しい日常から生まれる働き方、暮らし方として、リモートワークやワーケーションの支援などにより、移住・定住促進に努めます。

次に、「スマートシティ戦略」として、令和2年度に整備したオンラインによる行政手続や、市役所におけるキャッシュレス決済、タブレット等を活用したリモート相談・ウェブ会議などの実施に加え、住民票の写しなど各種証明書のコンビニ交付と、住民異動届や各種手続の申請書作成を支援する異動受付システムを令和3年度中に導入するなど、あらゆる分野でICTを活用することで、市民生活の質的向上を推進します。

また、市民サービスの向上を図るため、おくやみに関する総合窓口として、おくやみコーナーの設置に向けた検討を進めます。

次に、徹底した行財政構造改革に取り組むため、新たに行財政構造改革を推進する部署を創設するとともに、効果額をさらに積み上げるために、平成30年11月に策定した「阪南市行財政構造改革プラン」の補強、見直しとして、「（仮称）行財政構造改革プラン2021（改訂版）」を策定します。これらの取組過程を通して、総合計画や水野メソッドに基づき、住民自治を展望する公民協働のまちづくりを着実に推進させ、地域社会・経済の活性化につながる好循環を生み出す、時代に即応した新しいまちづくりや事業展開に向け取り組みます。

また、「阪南市ふるさとまちづくり応援寄附」については、本制度を通じて阪南市を全国に周知できるよう特産品の新たな魅力発掘に取り組むとともに、市ウェブサイト等を利用し、積極的に情報発信を行います。また、自治体の魅力を発信できるイベント等に積極的に参加し、寄附者と直接的な繋がりを持ち、寄附に繋げる施策を進めます。

加えて、自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の「使い途」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る政府（自治体）が行うクラウドファンディング（GCF）を引き続き活用します。

また、今後も効率的な事務を進めるため、大阪府が提示した権限移譲の候補事務に加え、既存事務についても、スケールメリットによる行政の効率化と市民サービスの向上のため、近隣自治体との広域連携を推進します。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、各職階に求められる能力に対応した研修の実施や職員が自らの能力向上に取り組むやすい環境の整備に取り組むとともに、人事評価制度については、他の自治体の手法を参考にしつつ、評価者研修やバランス調整会議など、評価スキルの向上と公平性の担保に向けて引き続き取り組みます。

以上が令和3年度の行政経営の基本方針です。